

一般社団法人 兵庫県建設業協会定款

平成 25 年 4 月 1 日	認 可
平成 25 年 6 月 28 日	一 部 変 更
平成 30 年 6 月 14 日	一 部 変 更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人兵庫県建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第 3 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は、会員相互の信義を重んじ、一致協力して経営の合理化と技術の研鑽に努め、建設業を経済的、社会的、技術的に向上させ、建設業の健全な発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の経営の改善及び技術の向上
- (2) 建設業の特性を活かした地域づくり活動及び地域安全活動の実施
- (3) 建設業に関する情報、資料の収集及び提供並びに啓発活動の実施
- (4) 建設業に関する講習会・セミナー等の開催
- (5) 行政機関及び関係諸団体に対する意見具申、提言及び要望
- (6) 建設業に従事する人材の確保及び育成並びに労働災害防止活動の推進
- (7) 災害復旧及び除雪活動への支援
- (8) 兵庫建設会館の管理運営
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(支部の設置)

第6条 本会は、支部を置くことができる。

2. 支部の名称及び区域並びに組織及び役割に関し必要な事項は、総会（第15条に規定する総会をいう。以下同じ。）の決議により別に定める細則による。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建設業法(昭和24年法律第100号)により許可を受けた一般建設業者又は特定建設業者で、土木工事業又は建築工事業を兵庫県内において営み、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 建設業に密接な関連を有する者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を得なければならない。

2. 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、本会の会員となることができない。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(会員の責務)

第 9 条 会員は、社会からの信頼に応え、社会的責任を果たすため、建設業法等の関係法令を遵守し、適正かつ公正、透明な事業活動に努めなければならない。

(経費の負担)

第 10 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 11 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 会長（第 24 条に規定する会長をいう。以下同じ。）は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 13 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく第 10 条の支払義務を 1 年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 全ての正会員が同意したとき。
- (4) 第 7 条に規定する資格を欠いたとき。
- (5) 第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 支部の名称及び区域並びに組織及び役割に関し必要な事項
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 重要な財産の処分
- (6) 入会金及び会費の基準
- (7) 会員の除名
- (8) 理事及び監事の選任又は解任
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示し、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するには、会長は、総会の日 の 1 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長（代表代行）（第 24 条に規定する副会長（代表代行）をいう。以下同じ。）がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人をしてその議決権を行使させることができる。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び総会に出席した正会員の中から選任された 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 24 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40 名以上 70 名以内
- (2) 監事 4 名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を副会長（代表代行）、4名以内を副会長、1名を専務理事、17名以内を常任理事とする。
3. 前項の会長及び副会長（代表代行）をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2. 前項の理事及び監事の選任に関して、総会は、支部の意見を参考にすることができる。
3. 会長、副会長（代表代行）、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長及び副会長（代表代行）は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、会長、副会長（代表代行）及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。
5. 会長、副会長（代表代行）及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

（役員の報酬等）

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに正会員でない監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除）

第 31 条 本会は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善良でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第 6 章 理事会及び常任理事会

（構成）

第 32 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）本会の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）会長、副会長（代表代行）、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

（招集）

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事

に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長（代表代行）がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長（代表代行）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第 39 条 本会に、常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、会長、副会長（代表代行）、副会長、専務理事及び常任理事で構成する。
3. 常任理事会は、本会の業務運営に関して、理事会に意見を提出することができる。
4. 常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第 7 章 協 議 員 会

(協議員会)

第 40 条 本会に協議員会を置く。

2. 協議員会は、正会員の中から選出された 70 名以上 110 名以内の協議員で構成する。
3. 協議員会は、会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べることで

きる。

4. 協議員は、理事会において選任及び解任する。
5. 協議員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第8章 相談役、顧問及び参与

（相談役、顧問及び参与）

- 第41条 本会に、運営に関し重要な事項を円滑に処理するため、必要に応じて、相談役2名以内及び顧問1名並びに参与1名を置くことができる。
2. 相談役及び顧問は、本会の運営に関し重要な事項について会長の諮問に応え、参与は本会の重要事務に参画し、ともに理事会において定める会議に出席して意見を述べることができる。
 3. 相談役及び顧問並びに参与は、理事会の決議に基づき会長が任免する。
 4. その他相談及び顧問並びに参与について必要な事項は、理事会において定める。

第9章 資産及び会計

（事業年度）

- 第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

- 第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書

類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他財産目録に記載された資産

(資産の管理)

第46条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公告)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、兵庫県において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第12章 事 務 局

(事務局)

- 第 51 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局長その他の重要な使用人は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 13 章 補 則

(委任)

- 第 52 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の会長は前川容洋、副会長（代表代行）は川嶋実、専務理事は石田恭一とする。
4. 本会の最初の副会長は次に掲げる者とする。
関本盛男
柄谷順一郎
森長義
平岡勝功
5. 本会の最初の常任理事は次に掲げる者とする。
柄谷順一郎
林義和
松田隆
中村正文
松田菊次

岩本昌雄
森津英三
山田俊治
北浦督通
西崎隆司
田村彰敏
渡邊健一
延澤忠行
福井美樹男
川嶋実
中村曉
森長義